

<p>議案第103号</p>	<p>三田市道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について</p>	
<p>道路河川課</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う道路法の一部改正により、これまで政令及び省令で定められていた道路の構造の技術的基準等について、条例で定めることとされたため、当該条例を制定しようとするもの。</p>	
<p>【根拠法令】 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第一次一括法）第33条及び（第二次一括法）第99条（道路法の一部改正）</p>		
<p>【制定内容】</p>		
<p>法律（条文）</p>	<p>内容</p>	<p>参酌すべき政省令</p>
<p>道路法第24条の3（自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金等の表 条例第43条</p>	<p>第24条の3 道路管理者は、前条第1項の規定により駐車料金を徴収する自動車駐車場又は自転車駐車場について、<u>条例</u>（国道にあつては、国土交通省令）<u>で定めるところにより</u>、駐車料金、駐車することができる時間その他自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に関し必要な事項を表示するため、標識を設けなければならない。</p> <p><u>標識に掲げる事項</u>                  (1) 駐車料金の額 (2) 駐車することができる時間 (3) 駐車料金の徴収方法 (4) 割増金の徴収に関する注意事項 (5) その他駐車場等の利用について市長が必要と認める事項</p>	<p>道路法施行規則第3条の2</p> <p>省令基準どおり （第二次一括法）</p>
<p>道路法第30条第3項（道路の構造の基準） 条例第3条～第42条</p>	<p>第30条 高速自動車国道及び国道の構造の技術的基準は、次に掲げる事項について政令で定める。</p> <p>(1) 通行する自動車の種類に関する事項  <u>(2) 幅員</u>                  (3) 建築限界  <u>(4) 線形</u>  <u>(5) 視距</u>  <u>(6) 勾配</u>  <u>(7) 路面</u>  <u>(8) 排水施設</u>  <u>(9) 交差又は接続</u>  <u>(10) 待避所</u>                  (11) <u>横断歩道橋、さくその他安全な交通を確</u></p> <p>下線ゴシックの項目が主に条例で定める事項</p>	<p>道路構造令 道路構造令施行規則等</p> <p>政令基準どおり （第一次一括法）</p> <p>↓ 条例施行規則で規定</p>

	<p style="text-align: center;"><u>保するための施設</u></p> <p>(12) 橋その他政令で定める主要な工作物の自動車の荷重に対し必要な強度</p> <p>(13) 前各号に掲げるもののほか、高速自動車国道及び国道の構造について必要な事項</p> <p>2 都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準（前項第1号、第3号及び第12号に掲げる事項に係るものに限る。）は、政令で定める。</p> <p>3 前項に規定するもののほか、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は、<u>政令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。</u></p>	
<p>道路法第45条第3項 （道路標識等の設置）</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>条例第44条、 別表</p> </div>	<p>第45条 道路管理者は、<u>道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るため、必要な場所に道路標識又は区画線を設けなければならない。</u></p> <p>2 前項の道路標識及び区画線の種類、様式及び設置場所その他道路標識及び区画線に関し必要な事項は、内閣府令・国土交通省令で定める。</p> <p>3 都道府県道又は市町村道に設ける道路標識のうち内閣府令・国土交通省令で定めるものの寸法は、前項の規定にかかわらず、同項の<u>内閣府令・国土交通省令の定めるところを参酌して、当該都道府県道又は市町村道の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。</u></p>	<p>道路標識、区画線及び道路標示に関する命令別表第1及び別表第2</p> <div style="background-color: yellow; border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>内閣府令・省令基準どおり （第一次一括法）</p> </div>
<p>【施行期日】 平成25年4月1日（※法の施行期日は平成24年4月1日だが、1年間の経過措置有り）</p>		